

# プロポーザル実施要領

## (趣旨)

第1条 「(仮称)横浜市三次元河川まっぷ作成業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手續等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めがあるもののほか、本要領に定めるものとする。

## (実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、本要領、提案書作成要領、提案書評価基準、業務説明資料及び特記仕様書により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) プロポーザル評価委員会(以下、「評価委員会」という。)及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

## (提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 提案の妥当性
- (2) 精度確保及び実現性
- (3) 工程管理
- (4) 特定課題
- (5) 企業の履行能力
- (6) 市内企業の活用
- (7) ワークライフバランス

## (評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 提案の妥当性
- (2) 精度確保及び実現性
- (3) 工程管理
- (4) 特定課題
- (5) 企業の履行能力
- (6) 市内企業の活用
- (7) ワークライフバランス

2 評価にあたって、提案者にヒアリングを求めるものとする。

3 提案書の内容及びヒアリングを基に評価委員会にて評価を行い、評価点が最も高い提案者を、受託候補者として下水道河川局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において特定する。

4 各提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

## (評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価の着眼点、評価事項及びそのウエイト並びに評価基準の確認
  - (2) 提案書の評価
  - (3) 評価の集計及び報告等
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
- 委員長 下水道河川局マネジメント推進部長  
副委員長 下水道河川局下水道施設部長  
委員 下水道河川局マネジメント推進部マネジメント推進課長  
下水道河川局下水道管路部管路保全課長  
下水道河川局下水道管路部管路整備課長  
下水道河川局下水道施設部施設管理課長  
下水道河川局河川部河川流域管理課長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は、評価結果を選定委員会に報告するものとする。
- 6 評価委員会は非公開とする。

## (評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必要事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

## 附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。